（案）

地域森林計画（変更計画）書

（富士川中流森林計画区）

計画期間　自　令和　7年　4月　1日

至　令和17年　3月31日

（変更年月　令和8年12月）

山　梨　県

地域森林計画（変更計画）書

（富士川中流森林計画区）

変更理由

○　低密度植栽に関する指針の追加

造林の省力化・低コスト化を推進するとともに、適切な更新及び保育を確保するため、低密度植栽における植栽本数、間伐及び保育の方法に関する指針を追加するものである。

○　特に効率的な施業が可能な森林に関する指針の追加

林業に適した森林における再造林及び効率的な森林施業を推進するため、特に効率的な施業が可能な森林の区域の設定基準及び当該区域における施業の方法に関する指針を追加するものである。

目　　次

（〇印　変更のある計画事項又は計画項目）

Ⅰ　計画の大綱

1　森林計画区の概況

(1) 位置及び面積　2

(2) 自然的背景　3

(3) 社会的経済的背景　5

(4) 計画区内森林の現況　6

(5) その他　9

2　前計画の実行結果の概要及びその評価

(1) 伐採立木材積　11

(2) 間伐面積　11

(3) 人工造林及び天然更新別の造林面積　11

(4) 林道の開設及び拡張の数量　12

(5) 保安施設の整備　12

(6) 要整備森林の施業の区分別面積　12

3　計画樹立に当たっての基本的な考え方

(1) 森林の整備及び保全に関する基本的な事項　13

(2) 森林の整備に関する事項　13

(3) 森林の保全に関する事項　14

Ⅱ　計画事項

第1　計画の対象とする森林の区域

1　地域森林計画の対象とする町別の森林面積　15

第2　森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1　森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項　16

(1) 森林の整備及び保全の目標　16

(2) 森林の整備及び保全の基本指針　17

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等　19

2　その他必要な事項　21

第3　森林の整備に関する事項

1　森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）　22

(1) 立木の伐採(主伐)の標準的な方法に関する指針 22
(2) 立木の標準伐期齢に関する指針 23
(3) その他必要な事項 25
2 造林に関する事項 28
○ (1) 人工造林に関する指針 28
(2) 天然更新に関する指針 29
(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針 30
(4) その他必要な事項 30
3 間伐及び保育に関する事項 31
○ (1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針 31
○ (2) 保育の標準的な方法に関する指針 32
(3) その他必要な事項 33
4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項 34
(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針 34
(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針 37
(3) その他必要な事項 37
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項 38
(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方 38
(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方 38
(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)の基本的な考え方 39
(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方 39
(5) 林産物の搬出方法等 39
(6) その他必要な事項 39
○ 6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項 40
(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針 40
(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針 40
○ (3) 特に効率的な施業が可能な森林の区域に係る基準及び当該区域内における施業の方法に係る指針 40
(4) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針 40
(5) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針 41
(6) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針 43
(7) その他必要な事項 44
第4 森林の保全に関する事項

1　森林の土地の保全に関する事項 45

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区 45
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法 45

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項 45

(4) その他必要な事項 46

2　保安施設に関する事項 48

(1) 保安林の整備に関する方針 48

(2) 保安施設地区の指定に関する方針 48

(3) 治山事業の実施に関する方針 48

(4) 特定保安林の整備に関する事項 49

(5) その他必要な事項 49

3　鳥獣害の防止に関する事項 50
(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針 50

(2) その他必要な事項 50

4　森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項 51

(1) 森林病害虫等の被害対策の方針 51

(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。） 51

(3) 林野火災の予防の方針 51

(4) その他必要な事項 51

第5　保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

(1)　保健機能森林の区域の基準 52

(2)　その他保健機能森林の整備に関する事項 52

ア 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針 52

イ 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針 53

ウ その他必要な事項 53

第6　計画量等

1　間伐立木材積その他の伐採立木材積 54

2　間伐面積 54

3　人工造林及び天然更新別の造林面積 54

4　林道の開設及び拡張に関する計画 54

5　保安林整備及び治山事業に関する計画 60

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等 60

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等 62
(3) 実施すべき治山事業の数量 63
6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期 63
（別冊）林道･林業専用道 開設箇所位置図
第7 その他必要な事項
1 保安林その他制限林の施業方法 64
(1) 保安林の施業方法 64
(2) 保安施設地区の施業方法 69
(3) 自然公園内の施業方法 69
(4) 砂防指定地の施業方法 71
(5) 急傾斜地崩壊危険区域の施業方法 71
(6) 鳥獣保護区特別保護地区の施業方法 72
(7) 史跡名勝天然記念物または県指定文化財に指定された区域の施業方法 72
(8) 埋蔵文化財包蔵地での施業方法 72
(9) 母樹または母樹林に指定された森林の施業方法 72
(10) 風致地区に指定された森林の施業方法 72
(11) 自然環境保全地区等の施業方法 73
(12) 富士山世界文化遺産に指定された区域の施業方法 74
(13) ユネスコエコパーク区域の施業方法 74
2 その他必要な事項 74

本文中、「前計画書」とは、令和７年１月公表の地域森林計画書（富士川中流森林計画区）である。

また、変更のない計画事項及び項目は、計画事項及び項目名のみを記載しており、計画事項及び項目名に一部変更がある場合は、本計画に読み替えるものとする。

Ⅰ　計画の大綱

（計画の目的）

前計画書のとおり。

１　森林計画区の概況

（１）位置及び面積

前計画書のとおり。

（２）　自然的背景

１）地形

前計画書のとおり。

２）河川

前計画書のとおり。

３）地質

前計画書のとおり。

４）土壌

前計画書のとおり。

５）気候

前計画書のとおり。

（３）社会的経済的背景

１）人口

前計画書のとおり。

２）産業別就業者数

前計画書のとおり。

３）交通

前計画書のとおり。

（４）計画区内森林の現況

前計画書のとおり。

１）森林の所有構造

前計画書のとおり。

２）森林資源の状況

前計画書のとおり。

３）保安林等の指定状況

前計画書のとおり。

（５）その他

１）身延・南部地域の民国連携による森林整備

前計画書のとおり。

２）身延町の大型木材加工施設

前計画書のとおり。

３）南部町の木質バイオマス発電所

前計画書のとおり。

４）身延町の新築木造中学校

前計画書のとおり。

２　前計画の実行結果の概要及びその評価

前計画書のとおり。

（１）伐採立木材積

前計画書のとおり。

（２）間伐面積

前計画書のとおり。

（３）人工造林及び天然更新別の造林面積

前計画書のとおり。

（４）林道の開設及び拡張の数量

前計画書のとおり。

（５）保安施設の整備

１）保安林の指定面積

前計画書のとおり。

２）治山事業施行地区数

前計画書のとおり。

（６）要整備森林の施業の区分別面積

前計画書のとおり。

３　計画樹立に当たっての基本的な考え方

（１）森林の整備及び保全に関する基本的な事項

（２）森林の整備に関する事項

１）森林資源の循環利用の促進

前計画書のとおり。

２）施業集約化と路網整備による林業の生産性の向上

前計画書のとおり。

（３）森林の保全に関する事項

前計画書のとおり。

１）自然公園など貴重な自然の保全・保護

前計画書のとおり。

２）災害に強い県土づくりのための保安林指定や事業の実施

前計画書のとおり。

Ⅱ 計画事項

第１ 計画の対象とする森林の区域

前計画書のとおり。

１ 地域森林計画の対象とする町別の森林面積

前計画書のとおり。

第２ 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

１ 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

（１）森林の整備及び保全の目標

前計画書のとおり。

（２）森林の整備及び保全の基本方針

前計画書のとおり。

（３）計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

前計画書のとおり。

２ その他必要な事項

（１）公的関与による森林整備

前計画書のとおり。

（２）民間活力の導入

前計画書のとおり。

第３ 森林の整備に関する事項

前計画書のとおり。

１ 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

（１）立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

前計画書のとおり。

（２）立木の標準伐期齢に関する指針

前計画書のとおり。

（３）その他必要な事項

前計画書のとおり。

２ 造林に関する事項

（１）人工造林に関する指針

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

① 人工林の植栽本数

主要樹種の植栽本数は、下表の区分及び本数を標準とし、既往の植栽本数、地域の実情、施業体系及び生産目標を勘案して、適切に設定する。

低密度植栽を行う場合は、樹種の特性、自然条件、生産目標、苗木の成長特性、

気象害及び鳥獣害の発生状況等を勘案し、適切な植栽本数及び保育方法を選択する。実施に当たっては、林野庁が定める「造林に係る省力化・低コスト化技術指針」を参考とする。

【基準】　（単位:本／ha）

区分	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	シラベ モミ	広葉樹
疎仕立て	1,500	1,500	－	1,500	－	－
中仕立て	3,000 ～ 4,000	3,000 ～ 4,000	4,000	2,000 ～ 3,000	3,000	3,000 ～ 6,000

※保安林における植栽は、指定施業要件に従って行う。

（２）天然更新に関する指針

前計画書のとおり。

（３）植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

前計画書のとおり。

（４）その他必要な事項

前計画書のとおり。

３　間伐及び保育に関する事項

前計画書のとおり。

（１）間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

間伐基準表

樹種	植栽本数	間伐時期（林齢）				間伐の方法（%、本） （間伐率（本数）） 間伐本数		
		初回	2回目	3回目	4回目以降	初回	2回目	3回目
スギ	中仕立て 3,000	14～18	19～26	27～32	長伐期施業	（20～30） 550～750	（25～30） 500～700	（25～30） 300～500
ヒノキ	中仕立て 3,000	16～22	23～29	30～36		（15～25） 400～600	（25～30） 500～700	（25～30） 300～500
アカマツ	中仕立て 4,000	16～20	21～26	27～32		（20～30） 700～900	（30～40） 600～800	（30～40） 300～500
カラマツ	中仕立て 3,000	14～18	19～26	27～32		（25～35） 700～900	（25～35） 500～700	（30～40） 300～500

注１　上表において、材積における間伐率は35%を超えないこととする。

２　低密度植栽を行った林分については、植栽密度及び林木の生育状況を踏まえ、必要に応じて初回の間伐を省略するなど、効率的な施業を行う。

（２）保育の標準的な方法に関する指針

末尾に次の文章を加える。

　特に、低密度植栽を行った林分については、林冠の閉鎖に時間を要し、下刈やつる切等の保育作業が長期化する場合があることから、植栽木と雑草木との競合状態及びつる類の繁茂状況を確認し、必要な保育作業を適切に実施する。また、植栽木の枯損が林分に与える影響が大きいことから、枯損状況を確認し、必要に応じて補植を行う。

（３）その他必要な事項

前計画書のとおり。

４　公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

（１）公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における施業の方法に関する指針

前計画書のとおり。

（２）木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

前計画書のとおり。

（３）その他必要な事項

前計画書のとおり。

５　林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

（１）林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

前計画書のとおり。

（２）効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

前計画書のとおり。

（３）路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

前計画書のとおり。

（４）路網の規格・構造についての基本的な考え方

前計画書のとおり。

（５）林産物の搬出方法等

前計画書のとおり。

（６）その他必要な事項

前計画書のとおり。

６　委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

末尾に次の文章を加える。

　また、林業適地の人工林において、特に効率的な施業が可能な森林の区域の設定や森林経営計画の作成等を積極的に推進するとともに、当該区域における路網整備、森林の

集積・集約化、作業システムの高度化等を推進する。

（１）森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

前計画書のとおり。

（２）森林経営管理制度の活用の促進に関する方針

前計画書のとおり。

（３）特に効率的な施業が可能な森林の区域に係る基準及び当該区域内における施業の方法に係る指針

ア　区域の設定の基準

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、災害発生のおそれが少なく、林道等からの距離が近いなど、自然的・社会的条件が良い林業適地の人工林を中心に、森林の一体性を踏まえつつ設定する。

イ　施業の方法に関する指針

木材需要に応じた樹種及び径級の林木を生育させるため、適切な造林、保育、間伐及び伐採を計画的に実施する。また、造林については、主伐後の植栽による確実な更新を行うとともに、森林の集積・集約化や施業の機械化を通じた効率的な森林整備を推進する。

（４）林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

前計画書のとおり。

（５）作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

前計画書のとおり。

（６）林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

前計画書のとおり。

（７）その他必要な事項

前計画書のとおり。

第４　森林の保全に関する事項

前計画書のとおり。

１　森林の土地の保全に関する事項

（１）樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

前計画書のとおり。

（２）森林の土地の保全のための林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

前計画書のとおり。

（３）土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

前計画書のとおり。

（４）その他必要な事項

前計画書のとおり。

２　保安施設に関する方針

（１）保安林の整備に関する方針

前計画書のとおり。

（２）保安施設地区の指定に関する方針

前計画書のとおり。

（３）治山事業の実施に関する方針

前計画書のとおり。

（４）特定保安林の整備に関する事項

前計画書のとおり。

（５）その他必要な事項

前計画書のとおり。

３　鳥獣害の防止に関する事項

（１）鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

前計画書のとおり。

（２）その他必要な事項

前計画書のとおり。

４　森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

（１）森林病害虫等の被害対策の方針

前計画書のとおり。

（２）鳥獣害対策の方針（３に掲げる事項を除く。）

前計画書のとおり。

（３）林野火災の予防の方針

前計画書のとおり。

（４）その他必要な事項

前計画書のとおり。

第５ 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

（１）保健機能森林の区域の基準

前計画書のとおり。

（２）その他保健機能森林の整備に関する事項

ア　保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

前計画書のとおり。

イ　保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

前計画書のとおり。

ウ　その他必要な事項

前計画書のとおり。

第６ 計画量等

１　間伐立木材積その他の伐採立木材積

前計画書のとおり。

２　間伐面積

前計画書のとおり。

３　人工造林及び天然更新別の造林面積

前計画書のとおり。

４　林道の開設及び拡張に関する計画

前計画書のとおり。

５　保安林整備及び治山事業に関する計画

（１）保安林として管理すべき森林の種類別面積等

前計画書のとおり。

（２）保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

前計画書のとおり。

（３）実施すべき治山事業の数量

前計画書のとおり。

６　要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期

前計画書のとおり。

第７ その他必要な事項

１　保安林その他制限林の施業方法

（１）保安林の施業方法

前計画書のとおり。

（２）保安施設地区の施業方法

前計画書のとおり。

（３）自然公園内の施業方法

前計画書のとおり。

（４）砂防指定地の施業方法

前計画書のとおり。

（５）急傾斜地崩壊危険区域の施業方法

前計画書のとおり。

（６）鳥獣保護区特別保護地区の施業方法

前計画書のとおり。

（７）史跡名勝天然記念物または県指定文化財に指定された区域の施業方法

前計画書のとおり。

（８）埋蔵文化財包蔵地での施業方法

前計画書のとおり。

（９）母樹または母樹林に指定された森林の施業方法

前計画書のとおり。

（１０）風致地区に指定された森林の施業方法

前計画書のとおり。

（１１）自然環境保全地区等の施業方法

前計画書のとおり。

（１２）富士山世界文化遺産に指定された区域の施業方法

前計画書のとおり。

（１３）ユネスコエコパーク区域の施業方法

前計画書のとおり。

２　その他必要な事項

前計画書のとおり。